



笹山小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（平成30年2月19日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であると認識し、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組まなければならない問題である。

学校では、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組み、学校、保護者、地域と連携協力し、子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

- ・校長、副校長、児童支援専任、教務主任、ブロック長、養護教諭、(学級担任)。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、S S Wなど心理や福祉の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、毎月1回以上行う。
- ・いじめの疑いがある場合には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報窓口を設置する。(児童支援専任・養護教諭)
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ(疑いを含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるかの否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をする。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止

基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む。)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ・人権教育を基盤とした他者との関わりを考えた学習指導を心掛け、児童の自己有用感を育て、一人ひとりを大事にする教育を行う。
- ・人権教育年間計画にそった指導を行う。
- ・道徳教育年間計画にそった指導を行う。
- ・Y P (横浜プログラム) の活用をする。
- ・担任をはじめとして、学校には、相談できる先生がたくさんいることを児童・保護者にも広め、児童がいじめを訴えやすい体制づくりを行う。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめは、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ・いじめの相談・通報窓口を設置する(児童支援専任・養護教諭)。
- ・いじめに関する児童アンケートや個別の面談を実施し、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。
- ・チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する。
- ・関係機関と連携し、インターネット上で行われるいじめに対しては、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応の体制づくりの整備をする。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ・いじめの兆候や懸念が見られた時には、直ちにいじめ防止対策委員会に報告し組織的に対応する。
- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録を行っていく。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行っていく。
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

- ・被害児童、加害児童の経過を追い、再発防止を図っていく。
- ・いじめの行為が少なくとも3カ月程度止んでいることと被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもって解消ととらえる。
- ・解消事案でも、再発する可能性はあるので、日常的に両者を注意深く観察していく。

(5) 教職員等への研修

- ・教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さない、いじめの未然防止に向けた教職員研修を実施する。
- ・いじめの早期発見に向けた教職員研修を実施する。

- ・全校の児童理解を進められるようYPアセスメントの結果を共有する。

(6) まちとともに歩む学校づくり懇話会等の活用

- ・まちとともに歩む学校づくり懇話会（まち懇）を通じて学校の抱える課題などを共有し、連携を図る。
- ・上菅田中学校区学校・家庭・地域連携事業でも情報共有と連携を図る。

(7) 取組の年間計画

	取組	
(年間)	横浜プログラム いじめ防止対策委員会	職員研修
4月	年間計画と児童引き継ぎ	入学式、保護者説明会
5月		家庭訪問、学校説明会
6月	YPアセスメント	学・家・地連 まち懇
7月	横浜子ども会議（上菅田中学校ブロック）	個人面談
8月	専任教諭夏季研修に基づく職員研修 横浜子ども会議（西部）	
9月	いじめアンケート	
10月	児童生徒交流日	
11月	YPアセスメント	まち懇
12月	人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン	個人面談
1月		まち懇
2月	いじめアンケート	学・家・地連 まち懇
3月	年間の振り返り、新年度引き継ぎ	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第38条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

いじめ防止対策委員会において、重大事態が発生したと確認された場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や、取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要があると認められるときは、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。